

平成29年度

社会福祉法人野木町社会福祉協議会
事業計画書

社会福祉法人野木町社会福祉協議会

平成29年度事業計画目次

1	基本方針	2
---	------	---

2 サービス区分計画

<社会福祉事業>

法人運営事業及び経費	3
地域福祉活動事業及び経費	4
共同募金配分金事業及び経費	6
社会福祉基金事業及び経費	7
資金貸付事業及び経費	7
生活福祉資金貸付事業及び経費	7
地域福祉ネットワーク事業及び経費	8
外出支援サービス事業及び経費	9
配食サービス事業及び経費	9
居宅介護支援事業及び経費	9
居宅介護等事業及び経費	10
障害福祉サービス事業及び経費	10
指定管理事業及び経費	11

<公益事業>

地域包括支援センター事業及び経費	11
デマンド交通運営事業及び経費	12

平成29年度 事業計画

【基本方針】

近年、急速な少子高齢化及び核家族化の進展に伴い、家族形態や地域社会が変化し、生活困窮、世代を問わない引きこもりなどの社会的孤立、高齢者や児童等への虐待、認知症高齢者の増加など生活・福祉課題が顕在化・多様化しています。こうした中、国では平成27年度に生活困窮者自立支援制度、また介護保険制度においては新総合事業への移行、団塊の世代が75歳以上となる2025年を見据え、医療、介護、予防、生活支援などが一体的に提供される『地域包括ケアシステム』の構築が開始されるなど制度改革が進められています。

こうした状況を踏まえ、社会福祉協議会は地域福祉を推進する中核的な団体として、誰もが安心して暮らすことができる福祉のまちづくりを目指すために、行政はもとより地域住民や各関係機関、団体等と連携・協働して、住民一人ひとりの福祉ニーズに対応していく必要があります。

昨年度に町と一体的に策定した『野木町地域福祉計画・地域福祉活動計画』の基本理念である「支え合い ともに生きる 笑顔あふれるまちづくり」に基づき、地域住民主体の地域福祉の実現を目指していきます。

社会福祉法改正により、法人経営組織のガバナンスの強化、事業運営の透明性の向上、財務規律の強化を図り、地域における公益的な取組を実施する責務を果たす観点から社会福祉協議会の事業・組織運営のあり方についての見直し、特に法人運営や地域福祉活動の推進、住民主体による住民参加型在宅福祉サービスの展開を図りながら質の高い安定的なサービスの提供を目指します。また、災害に備えるために災害ボランティアセンターの運営に必要な「人」「もの」「資金」についての体制や運営基盤などの準備を整えていきます。

介護保険事業においては、経営理念のもと効果的・効率的な事業運営に努め、利用者本位で信頼される良質なサービスを実施します。また、地域包括支援センター運営事業においては野木町の介護予防・日常生活支援総合事業（新総合事業）実施に伴い、利用者のニーズにあったサービス提供が受けられるよう支援します。

こうした事業を円滑に実行するためには、職員一人ひとりが社会福祉協議会の使命及び地域福祉のニーズを把握し、各関係機関、団体等と連携・協働し各種活動を行なってまいります。

■法人運営事業及び経費

【51,096千円[47,542千円]（3,554千円）】

1 事業の概要

社会福祉法人野木町社会福祉協議会の事業全体の管理、総合的・計画的な事業執行を行うための組織として、各係（担当部署）との連絡調整を図り、適正な法人運営を推進する。

また、社会福祉法改正により、社会福祉法人の公益性・非営利性を踏まえ、法人の本旨から導かれる本来の役割を明確化し、地域における公益的な取組を推進する。

2 主要な施策

(1) 理事会・評議員会・監査会

理事会・評議員会・監査会の開催により、法人運営の基本ルール・体制を決定するとともに法人運営を監督する機関として位置付けられ効果的な事業の実施をすすめる。

また、理事会・評議員会を通じて関係機関との連絡調整を図り、社会福祉協議会が地域福祉を推進する中核的な団体として継続的かつ安定的に地域福祉を展開していくための法人組織基盤の強化を目指す。

①理事会の開催（業務執行の決定）

②評議員会の開催（予算及び事業計画の承認、計算書類及び事業報告の承認他）

③監査会の開催（事業報告、業務及び財産の状況に係る監査）

④評議員選任・解任委員会の開催（評議員の選任）

(2) 事業運営の透明性の向上

社会福祉法人の財務諸表等電子開示システムによる公表を行う。

(3) 事務局活動

法人運営事務局として必要な人事・財務管理等を行う。

(4) 会員増強の強化（7月）

区・自治会の協力をいただきチラシを全戸配布し、社会福祉協議会活動の趣旨などを周知するとともに会員加入促進を図る。

(5) 福祉サービスの運営適正

野木町社会福祉協議会における苦情解決に関する規程に基づき、利用者からの苦情に適切に対応し、利用者が安心してサービスを利用できるよう、事業所ごとに苦情解決担当者を配置するとともに、第三者委員を委嘱し、その権利を擁護する。

(6) 財政基盤の強化

財政状況が厳しい中、自主財源確保は重要課題であり、地域福祉推進の事業費となる社協会費、共同募金、寄付金の拡大に努める。また、介護サービス事業等については、経営理念のもと効果的、効率的かつ適切で安定した事業運営に努める。

①事務処理の効率化とコスト削減

②介護サービス事業の効果的、効率的な運営

③積立運営資金の効果的な運用

(7) 法人成年後見事業の実施に向けた調査・研究【新規】

認知症や知的障がい、精神障がい等により判断能力が不十分な方々を対象に、安心して生活できるよう野木町社会福祉協議会が法人として成年後見人等に就任し、保護・支援を行う。

■地域福祉活動事業及び経費

【2, 938千円[3, 122千円] (△184千円)】

1 事業の概要

地域住民の福祉の向上や障がいへの理解を深めるとともにボランティア活動への関心を高め、ボランティア活動の育成・援助を行う。また、日常的な金銭管理の判断能力が不十分な高齢者や障がい者の方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等の支援を行う。

2 主要な施策

(1) 地域福祉活動計画事業の進捗管理【新規】

平成28年度策定した『野木町地域福祉計画・地域福祉活動計画』に基づき、行政と連携のもと計画を推進し、その進捗管理と評価を行う。また、さらなる地域福祉推進を図るため、座談会や研修会等を通じて地域住民との意見交換を行い、見直し・改善等を行う。

(2) 災害ボランティアセンター設置・運営に係る整備の実施

災害にも強いまちづくりの推進に向けて、町・関係機関との連携のもと災害ボランティアセンター体制整備への取り組みに努め、人材育成や運営に関わる関係団体と平常時から相互にコミュニケーションを図る。また、災害への備えに対し、資機材の整備や職員の研修を実施するなど防災力の向上に努める。

①災害ボランティアセンター運営に係る資機材の整備

②野木町災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル（H26.3）の検証

③野木町社協職員災害対応マニュアル（ハンドブック）（H27.9）の検証

(3) 社会福祉等のボランティア活動支援

①ボランティア関係機関との連携と活動基盤整備

町が設置するボランティア支援センター「きらり館」との連携を図るとともに、社会福祉関係等のボランティア活動がより円滑にかつ効果的に進行されるよう支援する。

また、ボランティア活動を安心して行うことができるよう、個人や団体等の活動内容に沿った保険加入を促進し、加入の事務手続きを行う。

ア ボランティア活動保険…ボランティア活動中のさまざまな事故による補償

イ ボランティア行事用保険…地域福祉活動・ボランティア活動等の行事における補償

②社会福祉等ボランティア活動の推進と担い手の育成

社会福祉関係等のボランティア団体（サークル）・個人により構成された連絡協議会の事務局を担当し、各種活動の支援と助成を行う。

また、視覚、聴覚障がい者の理解と支援のための必要な専門的技術を取得するために、団塊の世代や若い世代を中心に各種技術講座を開催する。

ア 野木町社会福祉ボランティア連絡協議会の支援と助成

イ 手話・朗読・点訳講座の開催

ウ 傾聴ボランティア養成講座の開催

エ 災害ボランティア養成講座の開催

③児童生徒の福祉教育活動推進

学校における福祉教育・ボランティア学習の推進を図るため、町内の小中学校7校を「学童・生徒のボランティア活動普及事業」協力校に指定し、協働による福祉体験学習を推進する。

また、次世代を担う学童・生徒に対し、福祉・ボランティア活動への理解や関心を深めていく取り組みとして、町内の各小中学校生徒を対象に、町内関係団体及び施設の協力のもと体験学習や交流活動をはじめとしたボランティア講座を開催する。

ア 協力校事業連絡会議の開催（年3回）

イ 地域福祉新聞（小中学生版）の発刊（共同募金配分金事業）

ウ 学校における福祉教育への支援活動

エ ボランティアサマースクールの開催（中学・高校・大学・専門学校生徒）

オ 小学生チャレンジスクールの開催（町内在住小学3年～6年生）

カ Oneday ボランティアスクールの開催（町内在住中学生）

(4) 広報・啓発事業

①社協福祉サービスガイドブックの作成【新規】

町民が利用できる様々な福祉サービスを紹介するガイドブックを作成し、町の福祉サービスの普及啓発及び利用促進を図る。

(5) 在宅福祉活動

①福祉機材の貸出

歩行等が困難で車いすを必要とする方の日常生活の便宜を図るため車いすの貸出を行う。

②ふれあいサービス（住民参加型在宅福祉サービス）事業【重点施策】

既存のふれあいサービスの見直しを行い、高齢や障がい等により日常生活を営むことに支障のある方に対し、住民相互の支え合いによる会員制の生活支援（制度の谷間にあるニーズに柔軟に対応）サービスの事業を実施する。

(6) 日常生活自立支援事業（愛称 あすてらす）

認知症高齢者、知的障がい者や精神障がい者などの判断能力が不十分な方に対し、福祉サービス・預金・日常の金銭管理を専門の支援員が行う。

①福祉サービス利用援助

福祉サービスに関する情報提供や相談、利用の申込み、契約の代行・代理等を行う。

②日常的な金銭管理サービス

日常生活上の生活費の管理、支払いの代行、生活費のお届け等を行う。

③書類預かりサービス

預貯金通帳、印鑑、年金証書、保険証書などを預かる。

(7) 緊急食料等給付事業の実施【新規】

生活困窮者自立支援法が施行され、経済的に困窮し最低限の生活を維持することが困難（生活に困窮している方）な世帯に対して、自立相談支援機関・民生委員児童委員と協力をしながら、食料等の支援を行い、生活困窮者の自立促進を進める。

(8) 福祉団体活動支援・協力

各種福祉団体の事務局や当事者の福祉活動の推進や団体組織の強化等を行う。

団体名	主な支援内容
野木町老人クラブ連合会	スポーツ、レクリエーション、教養活動、社会奉仕活動等を通しての健康づくりや生きがいづくりの場の推進を図る。
野木町心身障害児者父母の会	心身障がい児（者）及びその家族を対象に療育・学習活動を推進するとともに、会員相互の親睦を図る。
野木町赤十字奉仕団	災害時の炊き出し訓練、救急法の習得、高齢者等支援のための健康生活支援講習の普及など、地域における奉仕活動の推進を図る。

■共同募金配分金事業及び経費

【1, 862千円[2, 003千円] (Δ141千円)】

1 事業の概要

赤い羽根共同募金からの配分金を活用し、社会福祉活動の理解と関心を高めるため、ふくしのつどいの開催や広報啓発活動（情報誌やホームページの活用）を推進し、活動の紹介や情報を提供する。

2 主要な施策

(1) 広報・啓発活動

福祉功労表彰や福祉に対する理解と住民参加活動（ボランティア活動）の普及、情報交換、学習の場づくりを目的にふくしのつどいを開催する。また、社協情報誌『ぼけっと』・地域福祉新聞（小中学生版）の発行やホームページの維持管理など広報活動を行い、事業のPRとネットワークの構築を図る。

①社協情報誌『ぼけっと』…年4回（4月・6月・10月・1月）発行

②地域福祉新聞…年1回（2月）発行

③ホームページ(URL <http://www.nogi-shakyo.or.jp/>)…年間公開（随時更新）

(2) 高齢者の社会参加

町内在住65歳以上のひとり暮らしの高齢者を対象に交流会（年2回）を開催し、当事者・民生委員児童委員・ボランティア等との互いの交流を通して孤独の緩和化を図るとともに生きがいづくりをすすめる。

(3) 世代間交流事業

児童と地域の高齢者が季節行事やレクリエーションを通しての交流（年2回）を行う。

(4) 児童・生徒の福祉教育活動支援助成

学校における福祉教育・ボランティア学習の推進を図るため、町内の小中学校7校に支援・助成を行う。

■社会福祉基金事業及び経費

【1, 115千円[1, 115千円] (0千円)】

1 事業の概要

町民、企業からの寄付金を基に「社会福祉基金」を設置し、1億円を目標に積み立てを行い、その果実等により在宅福祉サービス、ボランティア活動の育成等、町民の社会福祉への参加と福祉向上を図る。

■資金貸付事業及び経費

【1, 209千円 [1, 474千円] (△265千円)】

1 事業の概要

低所得者及び生活困窮者に対し、必要な小口の資金の貸付を行い、家庭の経済的自立と生活意欲の向上を図り、安定した生活ができるよう支援する。

(1) 資金貸付相談

資金種類	対象費用
生活一時資金	生活に必要な最低限度の資金
医療・介護一時資金	負傷又は疾病の治療に必要な経費の一部に充てる資金
家屋修理一時資金	自然災害又はその他の原因により、家屋や設備・備品が損傷し、その修理に必要な経費の一部に充てる資金
奨学一時資金	就学のために必要な資金
その他の一時資金	やむを得ぬ事情により特に必要な資金

■生活福祉資金貸付事業及び経費

【106千円[103千円] (3千円)】

1 事業の概要

栃木県社会福祉協議会より受託し、民生委員児童委員との連携のもと、低所得者世帯や障がい者世帯、高齢者世帯等を対象に資金の貸付事務や相談支援を行い、その世帯の経済的自立や生活意欲の助長促進を図る。

(1) 資金貸付相談

資金種類	対象費用
総合支援資金	失業等、日常生活全般に困難を抱え、生活の立て直しのための継続的な相談支援と生活費等の資金の貸付事務・相談事務を行う。
福祉資金	他資金等が利用できない低所得世帯、障がい者世帯、高齢者世帯に資金の貸付事務・相談支援を行う。
緊急小口資金	緊急かつ一時的に生計維持が困難となった世帯への資金の貸付事務・相談支援を行う。
教育支援資金	他資金等が利用できない学費等の捻出が困難な低所得世帯に対し、高等学校や大学等への入学や在学中の学費の貸付事務・相談事務を行う。
臨時特例つなぎ資金	住居のない離職者を支援する公的給付や貸付の開始までのつなぎ資金の貸付事務・相談事務を行う。

■地域福祉ネットワーク事業及び経費

【9, 303千円 [8, 641千円] (662千円)】

1 事業の概要

地域におけるボランティア活動などの住民の福祉活動への支援や地域住民が相互に協力し、要援護者に対して支援を行うためのネットワークづくりなど多種多様な福祉ニーズに対してきめ細かな支援を行う。

2 主要な施策

(1) ふれあい福祉総合相談

住民の日常生活の各種相談に応じるとともに、相談を通じて見出された課題に対して、ニーズに即したサービスの提供や関係機関との連携による対応を行い、適切な助言、援助等を行って地域住民の福祉の増進を図る。

相談種別	開設曜日・時間	相談員	相談内容
心配ごと相談	毎月第1・3水曜日 10:00-12:00	民生委員児童委員 保護司・人権擁護委員	日頃の悩みごとなど 日常生活に関する相談
法律（弁護士）相談	奇数月第3木曜日 10:00-12:00	弁護士	財産・扶養・土地・金銭 貸借・賠償・離婚等の 問題に関する相談
介護相談	月～金曜日 8:30-5:15	介護関係職員	介護や介護保険（サー ビス）等に関する相談
ボランティア相談	月～金曜日 8:30-5:15	社協職員	ボランティア保険や社 会福祉支援活動等に関 する相談
生活資金・地域福祉 権利擁護相談	月～金曜日 8:30-5:15	社協職員	生活資金や日常金銭管 理に関する相談

■外出支援サービス事業及び経費

【418千円[418千円]（0千円）】

1 事業の概要

町内に居住し65歳以上で肢体不自由により車いすを常時使用している高齢者で、一般の交通機関を利用することが困難な方に、リフト付車両により居宅と社会福祉施設又は医療機関等の間の送迎を行う。

■配食サービス事業及び経費

【1,829千円[1,738千円]（91千円）】

1 事業の概要

町内に居住する65歳以上のひとり暮らしの者又は高齢者のみの世帯であって、老衰、心身の障がい又は疾病等の理由により調理が困難な方に対し、お弁当の宅配（毎月4回 金曜日）を行うことで、安否の確認と日常生活の身体的・精神的負担の軽減と健康維持を図る。

■居宅介護支援事業及び経費

【19,544千円[19,433千円]（111千円）】

1 事業の概要

介護保険制度における指定居宅介護支援事業所として、高齢者が住み慣れた地域で暮らしていくために要介護認定を受けた人のケアプランを作成する。また、町及び地域包括支援センターとの連携を密にし、信頼性の高い事業所を目指すとともに関係各所から総合的に提供されるよう連絡調整を図りながら、要介護者の自立した在宅生活を支援する。

2 主要な施策

(1) 居宅介護支援事業所の運営

介護保険法に基づき介護支援専門員の適正な人員配置をし、関係機関・事業所との連携・調査を図り、より良質なサービスが受けられるようケアマネジメントを実施する。

- ア 介護サービスに関する相談
- イ 希望に沿ったケアプラン（介護サービス計画）の作成
- ウ 介護保険の申請・代行・更新・変更の手続き
- エ 住宅改修の相談・手続き
- オ 福祉用具貸与・購入の相談・手続き

■居宅介護等事業及び経費

【21,328千円[24,148千円](△2,820千円)】

1 事業の概要

指定訪問介護事業所として、在宅の要介護者に対し、ホームヘルパーを派遣し、入浴・排泄・食事等の介護や調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言等を行い、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、在宅生活を支援する。また、在宅の要支援者に対しては、本人の能力を生かし、自立度をあげる予防訪問介護を行う。

2 主要な施策

(1) 訪問介護事業所の運営

①事業所の運営

介護保険法における訪問介護・予防訪問介護事業所並びに野木町の介護予防・日常生活支援事業における第一号訪問介護事業所として、要介護状態にある高齢者・要支援状態（予防）にある高齢者が、可能な限り在宅で自立した日常生活を営むことができるよう、各個人の要介護度と心身の状況に応じた計画をたてて、身体介護、生活援助のサービスを提供する。また、訪問介護員として、専門的知識向上のための会議・研修会を定期的に実施する。

ア 身体介護サービス（食事・入浴・着替えなど専門的な介護の援助）

イ 生活援助サービス（調理・洗濯・掃除など家事の援助）

②自立世帯や制度対象外サービスへの取り組み

介護保険制度における要介護認定で「自立」と認定され、町が生活援助サービスを必要と認めた方に対し、訪問介護員を派遣し、家事等の援助サービスを実施する。また、通院時院内介助など介護保険制度で認められないサービスが必要な場合は、活用できる社会資源を紹介するほか、必要に応じて自費契約による介護サービスを実施する。

ア 身体介護に関すること

イ 家事に関すること

ウ 相談・助言に関すること

■障害福祉サービス事業及び経費

【260千円[242千円](18千円)】

1 事業の概要

障害者総合支援法制度における居宅サービス事業所として、日常生活に支障のある障がい者が地域で自立して生活できるようホームヘルパーを派遣し、排泄・食事・入浴等の身体介護や掃除、洗濯、調理等の家事援助等を提供し日常生活を支援する。

ア 身体介護に関すること

イ 家事に関すること

ウ 外出時における介護

■指定管理事業及び経費

【22,460千円[22,800千円](△340千円)】

1 事業の概要

指定管理者として、施設の目的や特性・業務内容・運営等を踏まえ、高齢者の福祉を増進する事業の展開とより効果的・効率的かつ施設の機能を最大限に発揮できる施設の管理運営に努める。

施設名	野木町老人福祉センター（ホープ館）
-----	-------------------

2 主要な施策

(1) 野木町老人福祉センターの管理運営

コミュニケーションを多くとることができ、楽しみを増やせる生きがいづくりの場として、高齢者の社会参加活動を促進する。施設整備や防災等安全確保に十分配慮し、利用者が安全安心に利用できる環境づくりに努める。

(2) 講座等の開催

①生きがい講座

高齢者の文化教養の向上と相互の交流を深め、趣味を高めて、楽しく生きがいのある暮らしを営めるよう支援する。

ア 3講座（創作・習いごとなど）

②健康体操教室

心身の老化防止と健康維持・増進と生きがいづくりを支援する。

ア 柔軟運動・レクリエーションダンス・ウォーキングダンスなど

■地域包括支援センター事業及び経費

【43,013千円[43,360千円](△347千円)】

1 事業の概要

地域に住む高齢者が住み慣れた地域で、安心して生活が続けられるよう総合相談支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援、介護予防ケアマネジメント等を実施や各関係機関との連携強化とネットワークにより、地域で見守る体制づくりに努めます。

また、行政や関係機関、地域住民と連携を図りながら、地域特性に合った「地域包括ケアシステム」を進める仕組みづくりを推進します。

2 主要な施策

(1) 地域包括支援センターの運営

①総合相談支援業務

地域に住む高齢者の様々な相談に対応し、適切な機関・制度・サービスに繋ぐなど継続的に支援する総合的な相談を行う。

②権利擁護業務

高齢者の虐待防止、成年後見制度活用支援などの権利擁護業務を行う。

③包括的・継続的ケアマネジメント支援

高齢者に対し、包括的かつ継続的な福祉・介護サービスが提供されるよう地域のネットワークを構築し、社会資源を活用したケアマネジメントを行う。

④指定介護予防支援事業所の運営

介護保険における予防給付の対象となる要支援者が、介護予防サービス等の適切な利用を行うことができるように、介護予防サービス事業者等との連絡・調整を図りプランを作成する。

⑤安全・安心見守りネットワーク事業支援

町で実施する安全・安心見守りネットワーク事業において、包括支援センターの事業に関わる役割を担い、関係機関との情報提供・活動の支援に努める。

⑥認知症施策の推進支援

町で実施する地域ケア会議、認知症初期集中支援チーム員会議に関係機関と連携しながら適切なサービス提供へ繋がるよう支援する。

(2) 介護予防・日常生活支援総合事業移行

①野木町介護予防・日常生活支援総合事業の実施

介護保険制度の見直しにより、高齢者を中心とした地域の支え合い（互助）への取り組みに向け、町及び関係機関との連携のもと町における介護予防・日常生活支援総合事業で要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援を目指します。

■デマンド交通運営事業及び経費

【19,454千円[17,447千円]（2,007千円）】

1 事業の概要

公共施設、医療機関等への外出が容易にできない町民の交通手段を確保するため、利用者の要求に応じて運行する乗合タクシーの導入を図り、もって町民の交流促進、商業の活性化及び環境に配慮したまちづくりを推進する。

運行エリア（範囲）	野木町全域及び光南病院（小山市）、友愛記念病院（古河市） ※友愛記念病院へは、行きのみ
運行日	月曜日から金曜日 ※土曜日、日曜日、祝日、8月13日～16日、 12月29日～1月3日は運休
運行時間	午前8時～午後4時（30分おき運行）
運行台数	3台（セダン2台、ワゴン1台）
利用料金	1回（片道） 大人（中学生以上）300円、子人（小学生以下）200円 75歳以上 200円、3歳未満 無料
予約受付日・時間	月曜日から金曜日 午前8時から午後5時 ※土曜日、日曜日、祝日、8月13日～16日、 12月29日～1月3日は除く

■日本赤十字社活動と共同募金活動

(1) 日本赤十字社栃木県支部野木町分区事務局

- ①日赤会員増強運動の実施（5月）
- ②被災世帯への救援物資の援助（寝具・日用品等）
- ③災害等による被災地への義援金等の受付
- ④日赤県支部事業（救急法講習会等）の実施及び受付事務
- ⑤被災地救援活動の実施・援助

(2) 栃木県共同募金会野木町支会事務局

- ①赤い羽根共同募金運動の実施（10月）
- ②災害等による被災地への義援金等の受付

■その他の支援活動（リサイクル関連）

- ①不要入れ歯等貴金属リサイクルの国際協力支援
- ②ペットボトルキャップの国際協力支援（ワクチン還元）
- ③使用済み切手収集の国際協力支援